

様式第八（一）（第23条第6項関係）

変更の内容を記載した導入等計画書
（特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合）

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第1項の規定により、導入等計画書の変更をしたので、同条第3項に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

(1) 変更をした届出	届出年月日	導入等計画書の届出をした年月日	
		変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）	
	特定重要設備の種類及び名称		
(2) 変更事項			
(3) 変更の内容	変更前	変更後	
(4) 変更の理由			

(5) 変更の時期	
(6) 備考	

(記載上の注意)

1. 「(1) 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日(複数あるときは、その直近のもの)」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした直近の年月日を記載すること。
2. 特定社会基盤事業者以外の者が、経済産業大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。
3. 2の規定により特定重要設備の供給者から報告(第23条第1項第4号に掲げる変更(構成設備が第1条第11号ロ又はへに規定する機能に係るものである場合に限る。)を行う場合に限る。)を受けた特定社会基盤事業者は、様式第四(一)又は様式第五(一)(構成設備を追加する変更の届出をしたことがある場合には本様式及び様式第七(一)も同様。)に記載した構成設備に係る変更(構成設備を追加する変更を除く。)をする場合には、「(3) 変更の内容」の欄中にその際に記載した構成設備番号を、構成設備を追加する変更をする場合には、当該供給者に対し、追加する構成設備ごとに構成設備番号を付与しこれを通知するとともに、同欄中に当該構成設備番号を記載することとする。この場合において、当該供給者が当該変更の内容について経済産業大臣に直接に提出する時は、先立って経済産業大臣に示した又は追加する構成設備について特定社会基盤事業者から通知を受けた構成設備番号を併せて示すものとする。

2. 特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をすることが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
① 特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容	

② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	
④ ①に対する措置のため緊急に導入を行う必要があった期日	
⑤ 導入等計画書の変更の案の届出によっては対応できなかった理由	
(2)規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと	
① (1) ①が生じた原因	
② (1) ①を把握した時期	
③ (1) ①の発生を回避できなかった理由	
(3)他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行うことが支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと	
① (1) ①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容	
② (3) ①と緊急に行った導入との関係	
(4) 特定重要設備の導入を緊急に行う他に適当な方法がなかったこと	
① 緊急に導入を行う以外に検討した他の手段の内容	
② 他の手段によっては(1) ①に対応できなかった理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。